

USPTO、意匠出願の早期審査請求の受付を中断

2025 年 4 月 15 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田

USPTO は、2025 年 4 月 14 日、意匠（デザイン特許）出願の早期審査請求の受付を同年 4 月 17 日から中断する旨を公表した¹。同日以降の早期審査請求は受理されず、支払われた請求料は返金される。ただし、出願人の年齢や健康状態を理由として申請可能な優先審査の運用は維持される²。

早期審査の運用の中止は、未審査状態の意匠出願の審査待ち期間を短縮するためであると説明されている。また、この中断は、極小事業体の誤認に関する問題への取組でもあり、知的財産制度への脅威を最小化するためのものであるとされている。

USPTO によると、意匠出願に対する早期審査請求が大幅に増加しており、そのために増大した業務負荷により、意匠出願全体の審査期間に悪影響が生じている。また、極小事業体による意匠出願も大幅に増加しており、その多くは極小事業体の条件を満足しない者によるものであるとされている。

今般の公表資料には、次の背景事情が記載されている。

- 早期審査の導入直後の請求件数は意匠出願全体の 1%未満であったが、近年では請求件数が当時の 560%まで増加している。
- 2024 年の早期審査請求件数は意匠出願全体の 20%程度になっている。
- 早期審査に対して審査官には追加の審査時間が与えられており、早期審査の中止により審査官全体で 36,000 時間の審査時間が節約される。
- 2019 年から 2024 年にかけて、極小事業体である旨の主張を伴う意匠出願が 170%まで増加した。また、同期間ににおいて、極小事業体による早期審査請求は 1,400%まで増加した。
- 極小事業体による出願の増加は問題ではないが、近年では極小事業体としての条件を満足しない、例えば、過去に 4 件以上の出願経験のある出願人からの不正な出願が増加していることが問題となっている。
- 極小事業体としての条件を満足しない出願人が不正に料金の減額を受けることのないように、USPTO は手数料の追納通知を送っているが、早期審査請求を伴う出願は増加し続けている。

（以上）

¹ <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/rocket-suspension-20250408.pdf>
² 37 CFR 1.155（早期審査）の運用が中断される。優先審査は 37 CFR 1.102(c) (1) を参照。